

鹿児島工業高等専門学校内部監査規程

(内部監査)

- 1 校長は、本校における会計経理に関し、毎会計年度に少なくとも一回、必要があると認めるときは随時に検査員を命じて、次に掲げる事項若しくはその一部について監査させるものとする。
 - (1) 会計経理に関する規則の適用に関する事項
 - (2) 予算決算に関する事項
 - (3) 収入支出に関する事項
 - (4) 債権に関する事項
 - (5) 物品に関する事項
 - (6) 不動産に関する事項
 - (7) 契約に関する事項
 - (8) 旅費に関する事項
 - (9) 外部資金に関する事項
 - (10) 帳簿及び証拠書類に関する事項
 - (11) その他校長が必要と認める事項

- 2 校長は、前項の監査を実施しようとするときは、あらかじめ実施しようとする会計等の課長に対し、監査を行う職員の職位、氏名その他必要な事項を通知しなければならない。

- 3 第1項の規定に基づき監査を行った職員は、その結果について、別紙様式第1号による報告書を監査終了後15日以内に総務課財務係を経由して、校長へ提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成30年12月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年5月18日から施行する。

別紙様式第1号

年度 内部監査報告書

年 月 日

校 長 殿

監査員 職位氏名

内部監査結果について下記のとおり報告します。

記

- 1 監査実施日
- 2 監査結果